

令和6年第11回 議会運営委員会

1. 日 時 令和6年8月28日（水）午前10時
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 令和6年第3回白井市議会定例会について
①提案予定の議案等について
②会期日程及び議事日程について
(2) 議会改革に係る議会運営委員会の検討事項について
(3) その他
4. 出席委員 柴田圭子委員長・広沢修司副委員長
石井恵子委員・長谷川則夫委員
徳本光香委員
岩田典之議長
秋谷公臣副議長
5. 欠席委員 田中和八委員
6. 説明のための出席者
市 長 笠井喜久雄
総務部長 永井康弘
総務課長 齊藤祐二
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 松岡正純
主 査 補 會 卓也
主 事 金子直史

会議の経過

開会 午前10時00分

○松岡議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員長 おはようございます。

暑くて暑くて、外へ出るのが嫌だというような8月でしたけれども、先週の台風あたりからちょっと秋っぽくなってきて、ほっとしているところです。そういうふうにはっきりしたのも束の間、早速9月議会、今回は決算も入った大事な議会が始まろうとしています。皆様、いろいろ議題とかございますでしょうけれども、率直に御協議のほう、よろしくをお願いいたします。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より、御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中、令和6年第3回の市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。

第3回の市議会定例会は、9月4日水曜日、午前10時に招集をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

市から提案いたします点は、報告につきましては、専決処分について1件、継続費精算報告書について3件、令和5年度白井市健全化判断比率及び白井市資金不足比率について各1件の合わせて6件になります。

諮問につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、2件になります。

議案につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についての人事案件が1件、使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例など、条例に関する案件が4件、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について1件、契約の締結について1件、令和6年度一般会計ほか5会計の補正予算について7件、令和5年度の決算認定が3件の合わせて17議案になります。詳細につきましては、この後、総務課長が説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

○笠井市長 よろしくをお願いいたします。

○松岡議会事務局長 委員会会議につき、議事等につきましては、柴田委員長をお願いいたします。

○柴田委員長 ただいまの出席は5名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達

しております。

これより令和6年第11回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議はお手元に配付の議題のとおりです。

議題1、令和6年第3回白井市議会定例会について。1、提案予定の提案等についてを議題といたします。

執行部より、今定例会に提案を予定されている議案の内容について説明を願います。

○総務課長 改めまして、皆様おはようございます。

第3回市議会定例会に提案いたします議案について、御説明をさせていただきます。

今議会につきましては、市長からありましたとおり、専決処分などの報告関係が6件、人権擁護委員の推薦についての諮問が2件。議案といたしましては、人事案件が1件、条例の一部改正が4件、一部事務組合の規約改正が1件、契約案件が1件、一般会計ほか補正予算が7件、令和5年度決算認定が3件の合計17件となります。

資料に基づきまして説明のほうさせていただきます。

まず報告第1号 専決処分について。所管課は公共施設マネジメント課です。

議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、令和6年7月22日に専決処分を行ったので、報告するものです。

内容といたしまして、令和6年5月26日午後2時52分頃、南山1丁目の団地敷地内で、本職員がごみゼロ運動におけるごみの回収作業のため庁用車を後進させたところ、植え込みの石塀に接触し、破損をさせたものです。

賠償の相手方は、白井市南山一丁目1番1、AB棟管理事務所のアーバンエクセル白井AB棟地区団地管理組合法人、理事、上田恭平。損害賠償の額は7万400円。示談日は令和6年7月22日でございます。こちらの案件につきましては、午後の議員全員協議会で担当課のほうから説明をさせていただきます。

続きまして、議案第2号 継続費精算報告書について。所管課は財政課でございます。

地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づきまして、一般会計の継続事業のうち、令和5年度に終了した事業について精算報告をするもので、事業といたしましては、情報集約・発信支援事業、土地評価替事業、雨水排水施設台帳作成事業、市道新設改良事業（市道03-017号線）、都市公園等整備事業（仮称富士公園）の5事業となります。

2ページのほう進めていただきまして、報告第3号 継続費精算報告書について。所管課は高齢者福祉課でございます。

地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、介護保険特別会計の継続事業について、令和5年度に終了したことから精算報告をするものです。

事業といたしましては、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業でございます。

続きまして、報告第4号 継続費精算報告書について。所管課は上下水道課です。

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づきまして、下水道事業会計の継続事業について、令和5年後に終了したことから精算報告をするものです。

事業といたしまして、下水道管渠築造工事委託料（神崎20号雨水幹線9工区）、雨水処理施設整備構想策定業務委託料の2事業でございます。

報告第5号 令和5年度白井市健全化判断比率の報告について。所管課は財政課です。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和5年度の決算における健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告をするものです。

健全化判断化比率の状況ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率については該当がございませんでした。実質公債費比率が4.8%、将来負担比率が44.2%でございます。

続きまして、報告第6号 令和5年度白井市資金不足比率の報告について。所管課は上下水道課でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、令和5年度の白井市水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告をするものです。

資金不足比率の状況ですが、水道事業会計、下水道事業会計、いずれも該当はございませんでした。

続きまして、諮問第1号及び第2号につきましては、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについての諮問となります。こちらにつきましては人事案件となりますので、初日採決でお願いをしたいと考えております。

まず諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。所管課は市民活動支援課でございます。

人権擁護委員である山本香緒利氏の任期が令和6年12月31日で満了となるため、林友子氏を推薦したいので、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものです。

林氏の住所は、白井市白井。生年月日は昭和30年6月27日でございます。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。所管課は、こちらも市民活動支援課です。

人権擁護委員であります平川正之氏の任期が令和6年12月31日で満了となるため、平川正之氏を推薦したいので、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものです。

平川氏の住所は、白井市十余一。生年月日は昭和42年7月2日でございます。

続きまして、議案に入りまして、議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。所管課は収税課でございます。

こちらも人事案件のため、初日採決でお願いしたいと考えております。

固定資産評価審査委員会であります鶴野洋次氏の任期が令和6年9月30日で満了となるため、鶴野洋次氏を再任したいので、地方税法の規定によりまして議会の同意を求めるものです。

鵜野氏の住所は、白井市神々廻。生年月日は昭和20年2月24日でございます。

続きまして、議案第2号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。所管課は総務課です。

使用料、手数料及び利用料金を見直し、受益と負担の適正化を図るため、関係条例を整備するものです。

主な内容といたしまして、病虫害防除機、白井運動公園を除く都市公園の競技広場及び農業センター会議室の使用料の額を改めるもの。標準的な証明、交付及び閲覧並びに一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、浄化槽清掃業及び小規模特定事業の許可等に係る手数料の額を改めるもの。白井運動公園の陸上競技場及び競技広場並びに公民センター、公民館、青少年女性センター、学習等供用施設、白井コミュニティセンター、西白井コミュニティプラザ及び地域福祉センターの貸室の利用料金の上限額を改めるもの。老人福祉センターの浴場及び市外利用者の利用料金を改めるものです。

施行期日は、令和7年4月1日としております。

続きまして、議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。所管課は保険年金課、子育て支援課、障害福祉課、総務課でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、関係条例を整理するものです。

主な内容ですが、白井市国民健康保険条例について、世帯主が市から被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合を罰則の対象から削るもの。白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例及び白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例について、病院、診療所、薬局等の医療機関において医療の給付を受けるときに提示するものから被保険者証等を削るものがございます。

施行期日は、令和6年12月2日としております。

続きまして、議案第4号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は課税課でございます。

私立学校法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、固定資産税の非課税の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定におきまして、私立学校法からの引用条項にずれが生じたため、語句の整理を行うものです。

施行期日は、令和7年4月1日としております。

続きまして、議案第5号 白井市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は道路課です。

道路占用に係る占用料を見直すため、条例の一部を改正するものです。

主な内容といたしましては、市の道路占用料を千葉県道路占用料に合わせて改める

ものです。

施行期日は、令和7年4月1日としております。

続きまして、議案第6号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。所管課は保険年金課でございます。

千葉県後期高齢者医療広域連合長から、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の変更の協議があったため、提案をするものです。

主な内容といたしましては、後期高齢者医療制度の事務におきまして、市町村が引渡し及び返還の受付を行う対象を「被保険者証及び資格証明書」から「資格確認書等」に改めるものです。

施行期日は、令和6年12月2日としております。

なお、一部事務組合の規約改正につきましては、申合せで常任委員会には付議しないということになっておりますので、こちらの議案につきましても、初日採決でお願いしたいと考えております。

続きまして、議案第7号 契約の締結について。所管課は危機管理課です。

継続費、防災行政無線デジタル化更新事業工事の契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

内容といたしまして、防災行政無線をアナログ方式からデジタル方式に更新する工事を実施するものです。

工事場所は、白井市全域及び印西市の一部。工事期間が、本契約議案の可決を得た日の翌日から令和8年3月24日まで。主な工事内容ですが、親局が1台、遠隔制御装置が2台、再送信子局が1台、屋外拡声子局が84台、戸別受信機が100台です。

契約方法は一般競争入札。契約金額は4億9,500万円でございます。契約の相手方は千葉市中央区新宿2-1-24、株式会社関電工千葉支店、常務執行役員支店長、中村直樹でございます。

なお、こちらの契約案件につきましては、令和7年度までの工事が確実に終わるよう、早期に着手したいということがございますので、こちらの案件につきましても、初日採決のほうをお願いしたいと考えているところでございます。

続きまして、議案第8号、それから議案第9号につきましては、一般会計の補正予算になります。

議案第8号ですが、令和6年度白井市一般会計補正予算（第4号）について。所管課は財政課でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,661万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223億7,872万1,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、池の上小学校校舎改修工事について、校舎外壁の改修数量の増などにより工事費が増加することから、所要額を計上するも

のです。

こちらの議案につきましては、今後、契約案件に関係しますので、初日採決をお願いしたいと考えております。初日にこの議案第8号第4号補正を議決いただいた後に、6月に補正いたしましたインフレスライド分と合わせた変更契約の締結についてを改めて追加で議案の提案をしたいと考えております。

なお、池の上小学校校舎改修工事の進捗状況につきましては、午後の議員全員協議会で担当課のほうから報告をさせていただきます。

続きまして、議案第9号 令和6年度白井市一般会計補正予算（第5号）について。所管課は財政課でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,673万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ225億6,545万9,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもの。郵便料金の改定に伴う所要額を計上するもの。電子決裁機能を有する文書管理システムの令和7年度の導入に向けて、必要な備品等を購入するため、所要額を計上するもの。高校生等に対する医療費助成について、執行状況から予算の不足が見込まれるため、不足額を計上するもの。「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金」及び「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金」について、令和5年度の実績に基づき返還見込額を計上するものでございます。

続きまして、議案第10号 令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について。所管課は保険年金課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,389万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,243万2,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもの。令和6年度国民健康保険事業費納付金の決定に伴い、所要額を補正するもの。令和5年度の国民健康保険特別会計事業勘定の事業費確定に伴い、一般会計からの繰入金の一部を返還するため所要額を計上するもの。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修等の所要額を計上するもの。郵便料金の改定に伴う所要額を計上するものでございます。

続きまして、議案第11号 令和6年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）について。所管課は高齢者福祉課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,333万8,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもの。令和5年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、国庫負担金、県負担金等の一部を返還するため所要額を補正するもの。令和5年度の介護保険特

別会計保険事業勘定の事業費確定に伴い、一般会計からの繰入金の一部を返還するため、所要額を補正するもの。郵便料金の改定に伴う所要額を計上するものでございます。

8 ページのほう、お進みいただきまして、議案第12号 令和6年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。所管課は保険年金課でございます。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ56万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,196万7,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもの。郵便料金の改定に伴う所要額を計上するものでございます。

続きまして、議案第13号 令和6年度白井市水道事業会計補正予算（第1号）について。所管課は上下水道課です。

収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ199万2,000円減額し、6億6,437万6,000円とするものです。

また、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ5万5,000円増額し、資本的収入の予定額を2,072万9,000円、資本的支出の予定額を8,023万2,000円とするものです。

主な補正内容ですが、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出、いずれも人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するものでございます。

議案第14号 令和6年度白井市下水道事業会計補正予算（第2号）について。所管課は上下水道課でございます。

収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ151万3,000円減額し、14億7,980万1,000円とするものです。

また、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ3万9,000円増額し、資本的収入の予定額を2億9,542万6,000円、資本的支出の予定額を4億1,362万8,000円とするものです。

主な補正内容ですが、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出、いずれも人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するものです。

議案第15号 令和5年度白井市歳入歳出決算の認定について、議案第16号 令和5年度白井市水道事業会計決算の認定について、議案第17号 令和5年度白井市下水道事業会計決算の認定については、いずれもそれぞれの会計について、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものでございます。

最後に、先ほど議案第8号のところでも申し上げましたが、これ以外に一般会計補正予算（第4号）のほうが議決された後、議会の追加提案ということで、変更契約の締結について1件を提案したいと考えております。

また、予定は流動的になりますが、衆議院のほうの解散があった場合には、解散総選挙ということで選挙の執行を行うこととなります。その分の予算については、まだ確保され

ておりませんので、本議会中のどこかで追加提案をするということも執行部のほうでは想定しておりますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思います。

説明のほうは以上でございます。

○柴田委員長 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明については、補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 それでは、補足説明を求めたい方はおられませんので、これで説明のほうは終わります。

執行部のほうは御退席をお願いします。

次に、議会事務局長より、請願、陳情、一般質問等、会期中に議題となる点について説明を求めます。

○松岡議会事務局長 それでは、陳情、一般質問について御説明をいたします。

今回、請願の受理はございませんでした。

陳情につきましては、お手元に配付の陳情受理一覧表を御覧ください。

今回、陳情1件が提出されております。受理番号第3号、令和6年6月26日受理。件名は、母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情。陳情者は張一文。住所は東京都荒川区東日暮里6-54-4メゾンドール403です。

陳情事項は2項目、人道的な立場から不当な扱いを受けている母の境遇に御関心をお持ちいただき、一刻も早く救出するべく、駐日中国大使館、在中国日本大使館及び日本の外務省に働きかけてください。国に「王乖彦さんの早期救出を求める意見書」を提出してくださいとなります。

続きまして、一般質問につきましては、お手元に配付の一般質問通告書案表紙の次のページ、一覧表案を御覧いただきたいと思ひます。

今回13名の議員さんから、23項目の通告を頂いているところでございます。

以上でございます。

○柴田委員長 以上で議会事務局長より説明が終わりました。

ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では次に、議長より、議案の付託委員会について説明をお願いします。

○岩田議長 その前に、陳情1件につきましては、市外からの陳情なので、これまでどおり議長報告にしたいと思ひます。議案につきましては、お手元に配付の付託表のとおりでお願いをしたいと。

以上です。

○柴田委員長 以上で説明が終わりました。

ただいま議長より説明がありました議案の付託委員会について、意見はございませんか。

私から確認したいのですけれども、議案第3号のマイナンバーカードに基づく条例の制定、これが総務課なのですけれども、総務になっているのですが、保険年金、子育て支援、障害福祉と全部にまたがっているのです、これ合同審査というのは、マイナンバー関係で今までしたことないのですけれども、総務のほうでは、いつも、これ関係所の担当課長を呼ぶなりとかの配慮は今までされていきましたか。

○ はい。

○柴田委員長 分かりました。その確認ができましたので、私からは以上です。

ほかに意見はございませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 意見はないものと認めます。

議案の付託委員会については、議長の説明のとおり決定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、委員長説明のとおり、議案については委託することに決定いたしました。

ここで本当は陳情の取扱い等についてとなっていたのですけれども、ここは意見がないものとして次に進めます。

確認をいたします。

陳情第3号の取扱いについては、議長報告とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、議長報告とすることに決定をいたしました。

次に2、会期日程及び議事日程についてを議題といたします。

事務局長より、会期日程案及び議事日程案について説明を求めます。

議会事務局長、お願いします。

○松岡議会事務局長 それでは、会期日程案及び議事日程案について御説明いたします。

初めに、会期日程案についてでございます。お手元に配付の会期日程案を御覧ください。会期につきましては、9月4日から10月11日までの38日間としております。

初めに、9月4日につきましては、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告の後、報告第1号から議案第17号についてまで一括上程、報告及び提案理由の説明、諮問第1号から議案第1号までについて質疑、討論、採決、議案第2号から議案第5号まで及び議案第9号から議案第17号までについて議案内容の説明、議案第6号から議案第8号までについて質疑、討論、採決となります。

一般質問につきましては、9月9日に5名、10日に4名、12日に4名でお願いしたいと

思います。

また、9月9日の正午は、大綱的質疑、総括質疑の締切となります。

次に、9月13日につきましては、議案第2号から議案第5号まで及び議案第9号から議案第14号までについて大綱的質疑の後、常任委員会への付託、議案第15号から議案第17号までについて総括質疑の後、決算審査特別委員会を設置しまして、特別委員会付託となります。

次に、9月17日、18日、19日につきましては、各常任委員会の開催、決算審査特別委員会を9月24日に市民環境経済部と都市建設部、26日に福祉部と健康子ども部、30日に教育部、10月2日に総務部と企画財政部を審議し、討論、採決を行う予定としております。

最終日を10月11日として、各委員会に付託された議案等について、各委員長による審査経過及び結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決をお願いいたします。

会議日程案は以上でございます。

続いて、議事日提案ですが、お手元に配付の議事日程案を御覧ください。

日程第1、会議録署名議員の指名から、会期決定、諸般の報告、報告6件、諮問2件、議案17件及び一般質問となります。

なお、人事案件のほかに、議案第6号から議案第8号までにつきましては、初日採決とことから、当日の議事進行順にならって、日程第25、議案第17号の次に、日程第26から日程第28までとして記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○柴田委員長 ただいま説明がありました会期日程案及び議事日程案について、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 質疑がないものと認めます。これで質疑を終わります。

会期日程案及び議事日程案について、説明のとおり決定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、説明のとおり決定することに決定をいたしました。

議事日程関係はここまでで、議題の2に入ります。議会改革に係る議会運営委員会の検討事項についてを議題といたします。

初めに、常任委員会の構成の見直しについて、午後の議員全員協議会に報告する最終案をSide Booksに掲載しておりますので、御確認ください。

この間決めたのは、名称のところだけだったと思うのですが、これで今日の午後の報告としてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 それでは、報告資料としては、事務局作成の資料のとおり決定いたします。

次が、オンライン会議開催に向けた委員会条例等の一部改正についての検討をいたします。これもSide Booksのほうに再掲してもらっているのですが、委員会条例と会議規則の改定案ですね。これについて協議をしていきたいと思います。

それで、前回ペンディングにしようとなつたのが、委員会条例のほうの第十五条の二、一番最初のところですね。その第2項、オンラインによる出席を希望する場合は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。ここでは届け出るだけになっていますけれども、届けた上に許可を求めなくてもいいだろうかという意見が出まして、そこについてペンディングということになりました。

前回の話合いの後、御意見をお考えになった方おられましたら。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 私は、ここは許可にしたほうがいいという考えです。欠席の場合は、届け出だけで、出られないものは出られないわけですから、届け出だけというのは分かるのですが、参加する場合は、そこで自分の意見を言ったりとか、決議をする権利を得るための出席ですので、通常、自分がここに来て会議をする者に対して、緊急事態ということでオンラインの出席を申請をするというのは、当然そこには、出したからいいでしょうということではなくて、許可が必要なものではないかと思うからで、オンラインで申請したからいいでしょうということになると、それはオンラインだったら何でもありなのかということと同じような状況になってしまうので、許可というところが適切ではないかと思います。

以上です。

○柴田委員長 ありがとうございます。ほかにご意見ありますか。

ほかの先にやっちゃってしまっているところなどを確認すると、届け出に対して許可が一言入っているのですよね。オンラインの申請があった場合は、体制を整えなければいけない、すぐに、はいつて切り替えられるものでもないし。委員長に申し出て、許可を得るようにという配慮だということを調査した中では言われました。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 あともう一つは、こういうオンラインの会議というのは、これからどんどんいろいろな自治体で研究しながら、だんだん進化していくものだと思うのですが、そういう中で、委員長の裁量をつくっておくということは、それに対応するためにも必要なのではないかなと思います。例えばオンラインで、こういう状況の方は委員会に参加していただく環境にふさわしくないというようなことも起こり得る。要は、ほかの自治体で、こういうのはやめましょうみたいな動きも想定できますし、いろいろな予期できないことも含めて、委員長にそういう裁量を、余裕を与えておくということで、そういった一時的な運営に対応できるのかなと思いますので、申請したからいいということではなくて、許可、委員長の考えが入ることによって、周りの自治体とも歩調を合わせていく

というか、時代に乗った判断をしていくような体制がいいかなと思います。

○柴田委員長 ほかにも御意見ありますか。

徳本委員。

○徳本委員 私は考えが変わらず、右側の欄に書いてある標準市議会委員会条例の解説のとおり、許可制にした場合、委員長の判断について、後から妥当性の問題が生じる可能性があるから、許可制にする必要はないというのを納得して届け出でよいと思ったので、その考えで変わりません。

ふさわしくない場合が起こり得ることなのですからけれども、こういうのをつくるときは、まず自由度を高めておいて、問題が起きてからだって対応できると思うし、そもそもオンライン会議できるという状態にしておいた上で、届け出が来たら、その人が参加するということなので、別にオンライン会議を開かないという状態で、本人が届けたらその準備が必要という場合ではないので、オンライン会議を開きますという状況の中で、どちらを選ぶかというのは任せるべきで、そこに判断を加えなくてよいと思います。

以上です。

○柴田委員長 ほかにも御意見ございますか。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 徳本委員にお尋ねしたいのですけれども、委員長の判断が必要ないということは、緊急時においてオンラインで会議に参加するのは、無条件で許すというような意味になると思うのですけれども、それでいいのでしょうか。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 そうです。もともと出席できる資格のある人が出席するわけなので。他人が介入しないようにするというのは、当然のこととして前提にしておけばいいと思いますけれども。そこが許可するかしないかというのは別の問題かなと考えています。

以上です。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 オンラインで参加される場合に、その方の参加する環境は、考慮に入れることはない。ほかにも例えば設備の問題で、その電波が悪いとか、いろいろな状況が想定できると思うのですけれども、そういうのは考慮に入れず、無条件に参加を許すということでお考えかどうかを伺います。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 先ほど言ったのですけれども、ほかの人が意見を左右するような状況ではないこととかは、前提として別であるべきと思っています。無条件ではないですし、静かにちゃんとやり取りができるとか、オンラインの状況がいいというのは、一番上の第十五条の二のところにもそもそも書いてあると思うので、映像と音声は相互にやり取りできる状態でないと成立しないと思うので、前提として、なるべくオンラインではあるけど、ふ

だんの会議と同じように、介入されず出席できるというのは必要だと思います。それと届出を許可制にするかどうかは、別だと思うということです。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 十五条の二は、その人の環境について書いてあるわけではなくて、出席できない場合に、オンラインでも参加することを認めましょうという内容なので、その方の環境の解釈というのは違うと思います。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 そうですね。だけど、何の配慮も要らないということではないです。それは別でしょう。許可性にしないと、その本人がちゃんとした環境で参加できるかというのを確認できないわけではないと思うので、私たちの中でちゃんと音声聞こえるようにとか、ほかの人が部屋に入ってこない状況にしようとか、そういうのを約束しておけばいいのではないかと思うのですが。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 届出制にしても、許可制にしても、必要な事項は第4項に定めてありますので、そちらのほうを考慮すればいいと思います。

○柴田委員長 第4項というのは、このページの一番下で、オンラインによる方法でのいろいろな必要な事項は別に定めるということが入っているので、こういう状況のときはこうしようというのは、規定よりももうちょっと低い、申合せ事項とか要項とか、そういうような形で、さらに細かく決めていかなければいけないことになると思いますので。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 委員長に裁量を持たすという考え方は、議長が別に定める4のところを細かく定めるというのはすごく難しいと思うのです。めったにない状況を想定しているわけですし、ほかの自治体も今、研究しながら進めていくということで、そこがなかなか難しいと思うので、裁量をもって判断できる余裕を少し持たせるという意味で、委員長の許可が必要という文を入れたほうがいいのではないかなという考えです。

あとは、統一性の問題があって、個々人の、私は大丈夫だと思うから参加しますよ、私は駄目だと思うから、無理だと思うから参加しないというところを委員長が一律の基準で定めるところが、公平性という意味でも、委員会の運営にも必要なのではないかなと思います。

以上です。

○柴田委員長 それは、委員長の判断基準を別に明確にしておいたほうがいいのかという意味になりますか。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 それを明文化すると固定になってしまいうし、一度決めたら、なかなかそ

れを変えていくというのは難しいと思うのです。細かい点の決まりごとを。なので、そのときに、例えば事務局と相談したりとか、近隣市の状況を見ながら、来年なのか、10年後なのか、これがいつ発動するのか分からないような状況で、取りあえず今つくるということなので、そういった余裕を持たせるというところで。委員長が決めても、委員長が一人で決めるとは限らないわけで、事務局だったり、執行部は今どうしているかとか、そういう環境、状況を見ながら判断すればいいかなと思います。

○柴田委員長 先のほうでも、次に話し合わなければいけないのですけれども、正副委員長そもそもがオンラインでいいのかとか、正副委員長がちゃんと委員会室なりに来なければいけないのではないとか、そういう話にもつながってくるのですけれども。ここは決めかねますね、そうなってくると。

ほかの方は御意見ありますか。別に今日、無理に決める必要はないと思いますけれども、今こうやってまだ意見が拮抗していて、両サイドの意見があるというところでまとめ切れないと思いますけれども。もし意見があれば、残りの方、御発言お願いします。

石井委員。

○石井委員 私は当初、あまりいじらなくて、おおまかなところだけ決めてあればいいというふうに当初から考えていたので、改正案の提案のとおりでいいかなと思っていたのですが、前回から皆さんのいろいろな意見を伺う中で、大規模災害とか、本当に感染症が蔓延したりとかいうような事態になったときにということを想定してのオンライン会議ですから、これは普通の状況ではないのだろうなというのは想像がつかます。参加する我々議員のほうの意識だと思うのですね。この状況だから、私はオンラインにしようとか、いやいや頑張るわという、委員長判断も確かに大事なのですが、一人一人議員の意識の問題かなというところがありました。

それで、もちろん音声や映像はちゃんとしているにしても、大変な状況の中で自分がオンラインで参加しようと思っても、家族が会議中に何かあるとか、予期せぬ出来事が、ただでさえ予期せぬ出来事の中ですから、さらに考えられるのではないかなと思ったときに、届け出ただけでオンラインに参加できるというよりは、そんなに無理しなくていいよというような許可という部分も加えておいたほうが、私はいいかなというふうに思ってきました。絶対にそうしなければいけないとは言っていないのですけれども、そこまで強い思いではないのですけれども、ただ単に自己判断で届け出すれば、オンラインで参加できるというような感覚よりも、届け出をした上で許可していただくという形のほうが、あらゆることを想定して、あらゆることを判断して、会議に参加できるのかなと思いましたので、現時点ではそんなふうに考えます。

○柴田委員長 ありがとうございます。

長谷川委員はどうですか。

○長谷川委員 私は、最初は許可制という考え方もあるのかなと思っていたのですけれ

ども、許可ということになると、最終的になぜ許可をしたのかというところと、なぜ許可をしなかったのかという明文が必要だと思うのです。そうなるためには、4条で設けておけばいいのだろうなという考え方も成り立つのですけれども、要はオンラインで参加する場所等については、参加する方が判断して、できるだけ外部の接触がないようなところを選んでいただけるのは当然になると思うのですけれども、そういった上で届出制であれば、参加したいときに参加できるのではないかと今は思っています。

以上です。

○柴田委員長 意見としては、やはりまとまり切らないというところですね。これ、また今日ペンディングにして、さらに。既に始めてしまっているところと、あと、これに基づいて、これからつくりましょうというところと両方あると思うので、調べたりして、また考えを改めてお伺いしたいと思います。これはペンディングとします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 それで、私に加えたいのは、このページの一番下のところです。4項、オンラインによる方法での委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定めるとありますが、議長が決めるわけではなくて、議会で協議して決めるので、議長がという文言は不要だと思います。これも、ほかの個人情報保護条例とか、政治倫理条例とか白井市にある条例等を全部確認したのですけれども、別に定めるというのは特別で、議長がというのは逆についていなかったもので、バランスのことを考えても、「議長が」というのは削除したほうがいいかなと思いますので、それで提案します。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 ここについては、「議長が」というのは削除ということでよろしくお願ひします。

このページは、これでおしまいです。

委員会条例でペンディングになっているのは、ここだけでした。ほかのところについては、オンライン委員会と書いてあるところ以外のその他というところについても、この間、事務局のほうから説明をもらっていて、その他というのは二十五条ですね。後述人の決定のところ。ここについても、これでいいのではないのかということになっていましたので、委員会条例についての改正については、十五条の二の第2項、ここがまだ残っていますというところで、後のところがクリアしたということで一応確認したいと思います。よろしいですか。これはまたペンディングですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 今度は会議規則のほうに移りたいと思います。

会議規則は、百十七条の第3項の第4号、該当を開いていただきまして、7ページ、第

3号、委員外議員のオンラインの発言というところ。ここがそもそも要るのか。この規定自体要るのだろうかという意見がありました。

委員外議員の発言の申出があった場合は、普通の委員会では申出があった場合は、許可をして発言することが現在も行われています。これがオンラインによる場合は、意見を述べ、または発言することができる。これを入れていくわけですが、改正案では。これがこの間出た意見では、そもそもどうなのだろうか。これ3項と4項、一緒ですね。一緒に考えたほうがいいのではないかとということが意見として出ました。4項のほうが、オンラインによる方法で説明し、もしくは意見を述べ、または発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならないとなっています。これはどうでしょうか。お考えまとまった人いますか。

徳本委員。

○徳本委員 確認なのですけれども、岩田議長の問題提起は、そもそもオンライン会議で委員外の人の参加はオーケーとなっていないのに、ここに参加の際のルールを書いているのはおかしいという意見だったのかなと思ったので、今日は、まずオンラインの場合、委員外の議員の参加をカットするのかどうかというのを決めると、前に進むのか、この3、4は削って終わりなのか、決められるのかなと思っているのですけれども、そういう話合いの流れでいいのでしょうか。議長でもよろしいですし、もう一回、考えを確認します。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 委員がオンラインで参加する場合には、委員長に届け出、あるいは許可を求めるわけですね。ということは、委員ではない以外の方がオンラインで参加するというのは、条例のほうでどうやって参加するかというのは入っていないわけね。そもそも私は要らないと思っています。

○柴田委員長 オンラインであろうと、普通の平場の会議であろうと、公開は公開されている。だから、考え方としては、公開されているのだから、オンラインも当然、公開したURLで来たい人が来るということにするのか、あるいはオンライン会議というのは、そもそもは委員会の人たち向けに開かれるものであるというような考え方、あるいは、それこそ欠席に届け出が必要で、参加するときに誰でも参加というのは、そもそもおかしいのではないかと議長の説明。それを考えて、この二つについては必要かどうかということをお考えないといけないかなと思います。これはどうでしょうか。

委員外は、参加しようとしまいと、今もそうですけれども、自由で傍聴という立場なのですよね。だから、Zoomか何かで開かれていた場合に参加することは、全然やぶさかではないと。それに出席も欠席も関係ない。出席をしていて、参加をしていて、委員外で発言を求めたいときに、この方法で定まっていなくて発言ができないということになるのかなと思ったりもするので、ここについては、どうなのでしょうね。

委員は当然、参加を求められているにもかかわらず、できません、オンラインにさせて

くださいというふうに、それは届け出なければいけないだろう。これは委員会であるから、委員としては求められるだろうと、そういう考え方ですよね、届け出については。いいでしょうか。

徳本委員。

○徳本委員 出席してほしい委員外議員については、上のほうで呼ぶのですよね。だから委員外の人については、私の意見としては、傍聴とイコールで、視聴していいし、緊急の場合なので、特別にその事情によって提案したいこととかもあるかもしれないので、リアルの会議と一緒に、あらかじめというのがどのくらいの期間かという議論は前あったのですけれども、一応意見を言いたいと言え、言えるという状況にして、3、4を残していいという意見にします。

以上です。

○柴田委員長 ほかに御意見ある方いますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 条文の中で、オンライン会議に参加するときの委員外議員の規定が書かれていないのが気になってはいるのですけれども、百十七条においては、委員外議員の規定もあるし、申出のところもあるので、オンラインの場合も同等でいいかなとは思っています。

以上です。

○柴田委員長 どうでしょうか。

○石井委員 今の長谷川委員の。

○柴田委員長 要は、この新設という二つを加えていいのではないだろうかという意見が長谷川委員です。

○石井委員 新設というのは。

○柴田委員長 オンラインによる、この3項、4項の規定を入れていいのではないかと。委員外議員というのは、委員会が開かれたときは、出席を求めて説明または意見を聞くことができる。オンライン会議に代わっても、それは同じではないかと。オンラインによって説明をしたりすることができるという、こういう条項は残しておいていいのではないかと、入れていいのではないかとという意見ですね。

長谷川委員。

○長谷川委員 考え方として、委員外議員が参加するときの条件は、何か必要かなというふうには思っています。だから一般議員は、先ほどペンディングのようになったのだけれども、許可をするか届け出をしなければいけないとなっていて、委員外議員は、届け出も何もしないで、いきなり参加でいいのかというところが残るので、そこだけちょっと気になっているというところです。

○柴田委員長 オンライン会議になったときに、いきなり傍聴するという委員外委員が、

何も断りなく参加ということでもいいのだろうかという懸念ですね。

委員会も今、公開していて傍聴者がいますから、これをオンラインの上で展開するとなったら、同じかなと思うのですよね。あらかじめこういう議題について、委員外議員で発言しておいてもらいたいと事前に言うておいて、当日発言を求めたりということは今までもあったので、オンライン会議においても、オンラインになってしまったのだけれども、頼んでおいたとおり、ここについての議題については、オンラインで入ってきて発言を求めますので、よろしくというふうに同じことになるのかなと。あまり場面が変わって、取扱いが変わってしまうということはないのかなとも思ったりするのですけれども。どうでしょう。ここも決めかねますか。

今、お二人は、このまま3項、4項、入れていいのではないだろうかという意見でした。
広沢副委員長。

○広沢副委員長 二十九条（略）となっているのですけれども、参考人、オンライン委員会の第二十九条（略）というのが、3ページの下から三つ目の。会議規則。

○柴田委員長 暫時休憩します。

○柴田委員長 再開します。

今の会議規則の改正案についての7ページ、委員外議員の発言のところ、第3項、第4項は、今のところ言うと、長谷川委員はこのまま入れてもいいのではないかということでした。またこれも、もうちょっと考えたいということであれば、これも再びペンディングにします。ここも保留でいいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 もう一個ペンディングだったのが、今度は百十八条、次のページの第2項、法第九十九条第九項の規定に基づく、これはオンラインのことですね。条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

当たり前のような感じもしますけれども、ここで1回検討しなければいけないのは、正副委員長もオンライン出席を認めるか否かを検討する必要があります。ここなのですよね。もう全員オンラインだよと。記録するのは、Zoomの録画とか、そういう機能があるから、それでやっていますというのは、もちろん取手なんかはそうやっているのですけれども、オンライン環境がすぐに整わない、あるいは委員会室とか固定の場所にある程度機器を設置して展開するということは、正副委員長は、委員会室にいないではいけませんというふうにしている。芽室町なんかは、そういうふうにしていますね。正副委員長がとにかく全員オンラインということがありなのか、あるいは、どこかの拠点、委員会室とか、とにかくどこかの拠点は設けて、そこから発信するという形にするべきなのかというところ、ここ結構重たいですよ。

議長。

○岩田議長　これ、また委員会条例のほうの百十五条の二の1項に戻るのですけれども、私は前回、開会場所にとあるから、必ず開会場所があつて、避難所なりセンターなりに、そういうふうに思っていたのですけれども、この第1項を読み直すと、開会場所に参集することが困難と認めるときはとあるので、全員がオンラインで参加をするのか、あるいはどこかの避難場所に開会場所を設けて、例えば事務局なり委員長がそこにいて、ほかオンラインで参加するののかというのは、この第1項を見る限りでは、よく分からないのですよね。どっちも考えられる。

なので、ひょっとすると、この第1項を見ると、全員がオンラインで委員会を開くときを想定した場合には、委員長が例えば避難場所の自宅で、ほかはみんなオンラインで参加する場合に、どうやってやるのか、事務局はどうするのかっていうことがよく分からない。それが、この第4項で別に定めるとなっているのでしょうか。

前回、そうやって私、発言したのですけれども、この第1項を見る限りでは、全員がオンラインということもあり得るなというふうに解釈したので、それを踏まえて、規則のほうを考えてもらえればと思うのですけれども。

○柴田委員長　長谷川委員。

○長谷川委員　私もその考え方があつて、要は開催場所というのが、必ずしもこの市役所の庁舎とは限らないなという考え方が成り立つ。そうなると、開催場所を委員長が決めて、ここでやりますよという場所に参集できない事情があつたら、オンラインでできますよという解釈ができるので、そうすると、委員長、副委員長もオンラインでいいかなというふうに成り立つので。

ただ、それをやるとちょっと大変かなと思ったりして。これは、できる限りなのでしょうけれども、ある程度の市の公的機関内というのをどこかで、先ほどの4項の中で決めておいたほうがいいのかという気が今しています。

○柴田委員長　どこかに、センターとか、とにかく公共的な施設の場に行っていれば、その拠点となって発信するというような形にしたほうがいいではないかということですね。ほかにご意見ありますか。ちょっと決めかねますね、これも。

これもちょっと決めかねるので、他市の状況も参考にして、お勉強してからにしたいと思いますので、これもペンディングにします。

オンラインのところで検討しなければいけないのは、以上の三つだったのです。委員会と会議規則二つ。会議規則のほうは、その他とか字句訂正については結構量があつたので、この間は説明を受けていません。それだけ説明を受けて、今日は終わりにしたいと思うのですけれども、1時間経つたので、20分ごろまで休憩しましょうか。

暫時休憩いたします。

休憩　午前11時12分

再開 午前11時21分

○柴田委員長 そろったようなので始めます。

会議規則の第百十八条の第2項については、すぐには決めかねますので、他市の状況とか、皆さん、それぞれお知り合いの方とかに聞いてみてもらって、それなりに意見を考えてきていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。これはペンディングとします。

それでは、先ほど申し上げましたとおり、会議規則のほうは字句の訂正、それから、その他の修正部分が結構ありますので、そこの説明だけ受けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局長、いいですか。お願いします。

○松岡議会事務局長 それでは、会議規則の一部改正について御説明をいたします。会議規則の一部改正の検討において使用いたします資料は、Side Booksに格納されている資料の中で、12番の会議規則改正案と13番の条文解説会議規則になります。

それでは、会議規則改正案について、オンライン委員会に関わりのない条項の改正について御説明いたします。

会議規則改正案をお開きください。一覧表の一番左側の列に、その他と記載された条項がオンライン委員会に関わりのない条項の改正でございますので、順番に御説明をいたします。

まず2ページをお開きください。

上段の会議時間、第九条第2項については、会議時間の変更を議場において宣告した場合の規定として整合性が取れるよう、「会議に宣告することにより」を新たに追加をするものでございます。

その下の第3項、会議時間中でないときにおける会議時間の変更について、新たな規定を定めるものでございます。

その下の第4項については、3項の新設によりまして、現3項を4項とするものでございます。

続いて、3ページを御覧ください。

上段の事件の撤回または訂正及び動議の撤回、第十九条第1項、第2項、第3項とともに、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会において、議会の承認ではなく、許可となっていることなどから、これに改めるものです。

その下の投票、第二十九条については、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会の規定と同様に改めるとともに、条文を簡潔で適切な表現に改めるものです。

続いて、4ページを御覧ください。

上段の委員会の中間報告、第四十六条第2項については、現行の規定では、中間報告が付議すべき事件に該当しないと解する疑義があり、中間報告が付議すべき事件であるこ

とを明確にするため、「議会の承認を得て、」を新たに追加するものでございます。

続いて、5ページをお開きください。

下段の公述人の決定、第八十条については、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会と同様に、会議規則七十九条との関連性を明確にするため、改正するものでございます。

続いて、6ページを御覧ください。

中段の動議の撤回、第百条については、会議規則第十九条と同様に、承認を許可に改めるとともに、ただし書きを追加するものでございます。

続いて、8ページを御覧ください。

中段の答弁書の配布、第百二十五条については、答弁書の配布について、本会議と委員会に差を設ける必要がないことから、本会議における答弁書の配布を規定した会議規則第六十六条と同様の規定に改めるものでございます。

続いて、10ページを御覧ください。

中段の請願書の記載事項等、第百三十九条第5項については、会議規則第十九条と同様に、議会の承認を許可に改めることとされたため、許可に改めるものでございます。

その下の第6項については、請願の紹介の取消手続が、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会に既に規定があるため、新たな規定を定めるものでございます。

続いて、11ページを御覧ください。

上段の請願の委員会付託、第百四十一条第1項、第2項、第3項については、請願の特別委員会への付託が議長の専権事項でなく、議案と同様に、議員の動議による付託が可能と解せるように変更すること。また、請願は議案と同様に、付託省略を議決によるよう変更することとされたため、そのように改正し、併せて整文するものです。

続いて、12ページを御覧ください。

上段の請願の審査報告、第百四十三条第1項につきましては、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と同様に、請願審査結果に意見をつけることを義務としないこととするため改正するものでございます。

その下の第2項については、委員会はあるときに意見をつけることができるようにすることとされたため、新たに規定を定めるものでございます。

その下の第3項については、第2項の新設により、現2項を3項とするものでございます。

同じく12ページ下段の陳情書の処理、第百四十五条につきましては、その内容が請願に適合するものという基準が曖昧であり、議長が必要があると認めるものに改めることとされたことから改正するものでございます。

続いて、13ページを御覧ください。

上段の携帯品、百五十二条については、携帯品の名称を時代に即した名称に改めるもの、

議事参加のために必要な器具を議場に持ち込むことについて、届出制に改めるものでございます。

その下の資料等の配布許可、第百五十七条については、近年の著作権問題の動向を踏まえ、新聞紙という文言を削除するとともに、簡潔な表現に改めるものでございます。

なお、字句等の訂正については記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○柴田委員長 ありがとうございます。

字句の訂正は今、説明があったとおり、点をつけたり、採るというのを採択の採という字を入れるとか、全てを漢字にするとか、そういうようなのがほとんどで、一応目を通していただいて、これはこのままでいいのではないのとかがあれば、申し出ていただくということで、一応見ておいてくださいということですね。

それと、その他というところは、幾つか追加があったりしています。これも目を通していただいて、これはどうなのだろうというのがちょっと分からないとか、そういうようなことがあったら、遠慮なくどんどん出していただいて、それで決めていきたい。これでいようであれば、会議規則もどんどん変えていくということにしたいと思いますので、今日はここまでにしたいと思いますので、次は、その他の部分に取りかかるということと、今回ペンディングになってしまったところ、ほとんど全部ペンディングがまた残ってしまった感じですけども、他市のお知り合いの方とかに、もう既に条例を制定しているところとかあるでしょうし、聞いていただいたりして、御自身のお考えをもうちょっとまとめてきていただけるといいかなと思います。

続いて議題3その他について、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 議長から何かございましたらお願いします。

○岩田議長 ございません。

○柴田委員長 では事務局から何かありましたらお願いします。

○松岡議会事務局長 ございません。

○柴田委員長 ほかに何かございますか。

ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして誠にありがとうございました。

閉会 午前11時31分

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長